

高北清掃センターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和5年1月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高北清掃センターの設置及び管理に関する条例（令和5年高萩・北茨城広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入する者等の遵守事項)

第2条 高北清掃センター（以下「清掃センター」という。）にごみを搬入しようとする者その他清掃センターの施設を利用しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内をみだりに汚さないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 施設の機能に支障を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者の指示した事項に違反しないこと。

(利用時間等)

第3条 清掃センターの利用時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、利用時間及び休日を臨時に変更することができる。

利用時間	午前9時から午後4時30分まで (ごみを搬入する場合にあっては、午後0時から午後1時までを除いた時間)
休日	日曜日及び12月31日から1月3日まで

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。